

## 主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした後記理由欄第2の1(3)記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

### 第2 事案の概要

#### 1 本件再審査請求に至る経緯

一件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、昭和〇年〇月〇日にA(以下「亡A」という。)と婚姻の届出をした同人の妻である。

(2) 亡Aは、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第5条による旧厚生年金保険法(以下「旧厚年法」という。)の規定による老齢年金の受給権者(以下「受給権者」という。)であったが、平成〇年〇月〇日に死亡した。

(3) 請求人は、亡Aの配偶者であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。厚生労働大臣は、同年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条に該当する遺族と認められないため」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

(4) 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

#### 2 争点

(1) 受給権者が死亡した場合、その者の死亡の当時において、その者の遺族に厚生年金保険法(以下「厚年法」と

いう。)の規定による遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者として、①その者と生計を同じくし、かつ、②年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者(以下、②の要件を「収入要件」という。)でなければならないとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10及び「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

(2) 本件の争点は、上記(1)の法令等の規定に照らして、請求人が、亡Aの死亡に係る遺族厚生年金を受給することができる配偶者に該当しないと認められるか、否かである。

### 第3 当審査会の判断

1 上記第2の1の各事実是一件記録を併せると、次の各事実が認められる。

(1)~(11) (略)

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 認定基準によれば、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定について、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、収入要件を満たしているとき、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められると

き

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

- (2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、上記1で認定した事実により、請求人は、収入要件を満たしているものの、前記(1)のAに該当しないことは明らかであるので、前記(1)のイに該当するものと認められるかどうかが問題となる。

請求人は、亡Aと請求人の別居の理由について、亡Aは毎年1年に1回、〇〇の兄弟の家に行っており、平成〇年もBとその娘と共に3人で、〇〇へ行く予定が途中で体調が悪くなり、Bの住む〇〇市の病院に入退院をくりかえすことになった、請求人は仕事があり長期間留守にできなかった旨申し立てしているところ、Bは、請求人について介護放棄である旨述べているが、死亡当時、亡Aは97歳、請求人は78歳と共に高齢であり、〇〇の自宅に居住し、年金収入が月約4万円の請求人が、頻繁に〇〇に向いて亡Aの看病をすることは、体力的にも経済的にも大きな困難を伴うものであって、これを容易にはなし得ないことは明らかである。

また、請求人は、亡Aが〇〇の自宅に戻れないのならば、亡Aの兄弟もいて、〇〇から遠くない〇〇で、亡Aと一緒に住もうと、平成〇年〇月、〇〇の医療提携マンションについて賃貸借契約をしている。〇〇の自宅が売却できず、結果的には、〇〇のマンションには居住しなかったのであるが、この事実ひとつとっても、亡Aは良き伴侶に恵まれていたということができ、請求人の側からみても、亡Aとの同居、扶助及び協力関係を維持、継続していくとする真摯な姿を見て取ることが

できる。以上の認定に反するBの上記回答は、そのとおりには採用することができない。

夫婦が共に高齢で、介護が必要になったとき、どのような生活上の方策があるかは、それぞれにさまざまな生活要因をかかえる現代社会において、一元的には未だ明確な答えは示されていないが、高齢者夫婦のそれぞれの介護問題は、今後、頻繁に起こり得ることであり、特に、高齢の夫婦の別居という事情のみを把えて、夫婦の生計維持関係を安易に否定し去ることは許されないことである。本件は、別居はしているものの離婚の合意はなく、全財産を請求人に相続させる旨の遺言書を残した亡Aと請求人が別居したとの表層的な事実のみを殊更強調して、婚姻継続の意思がないことの表れであるとみることは相当ではない。請求人と亡Aは、前記(1)のイに該当するとみるのが相当であり、生計維持の関係にあったと認められる。

- (3) そうすると、請求人は亡Aによって生計を維持していたものであるから、同人の死亡による遺族厚生年金の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。